



地域インデックス方式

共済目的の種類	大豆
選択できる補償割合	9割、8割、7割
引受対象	乾燥子実で収穫され、かつ、田、畑で耕作する大豆
基準単収 (10アール当たり基準収穫量)	市町村ごとに、過去の統計単収により設定
引受収量 (補償する数量)	*基準収穫量 × 9割 (または8割、7割)
評価方法	市町村ごとに被害申告耕地を1筆確認
被害量算定	市町村ごとに減収量を算定
加入資格	5アール以上の栽培農家等が加入できます

※ 加入者の「市町村ごとの引受面積 × 市町村ごとの基準単収」を合計したもの

■ 補償金額 (共済金額)

- 以下の表の中から1kg単位当たり補償金額を選択してください。
- 引受収量に選択した1kg当たりの補償金額を乗じて、補償金額 (共済金額) を算定します。
- 万が一災害があったときのために補償最高額 (順位: 第1位) をおすすめします。

〈1kg当たり補償金額〉

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
交付農業者 (課税事業者) の金額	290円	261円	232円	203円	174円	145円	131円	116円	102円	87円
交付農業者 (免税事業者) の金額	297円	267円	238円	208円	178円	145円	131円	116円	102円	87円
種子用の金額	382円	344円	306円	267円	229円					
交付農業者以外の金額	145円	131円	116円	102円	87円					

- 賦課金は引受面積10a当たり166円です。

■ 共済掛金

例示する市町村は
各支所で設定

- 国が共済掛金の55%を負担します。
 $共済掛金 = 共済金額 \times 共済掛金率 (3.04\%)$
- ※参考値として新潟市の共済掛金標準率を掲載しています。
(市町村ごとに設定されます)

農家負担共済掛金 = 共済掛金 - (共済掛金 × 55%)

10a当たり共済掛金の計算例 (大豆9割補償を選択した場合)

基準単収 200kg、1kgの補償金額 297円 (免税事業者の補償金額 第1位) とした場合

基準収穫量	引受収量	共済金額	共済掛金率	掛金総額	農家負担掛金
200kg	180kg	53,460円	3.04%	1,625円	732円

- 組合員ごとの危険段階別共済掛金率を導入しています。

■ 共済金お支払い例

大豆の地域インデックス方式（9割補償）に加入した場合の共済金の計算例

※1人の加入者が複数の市町村で耕作している場合

・加入耕地：A市に20a(2筆・各筆10a)、B市に20a(2筆・各筆10a)、C市に10a(1筆10a)

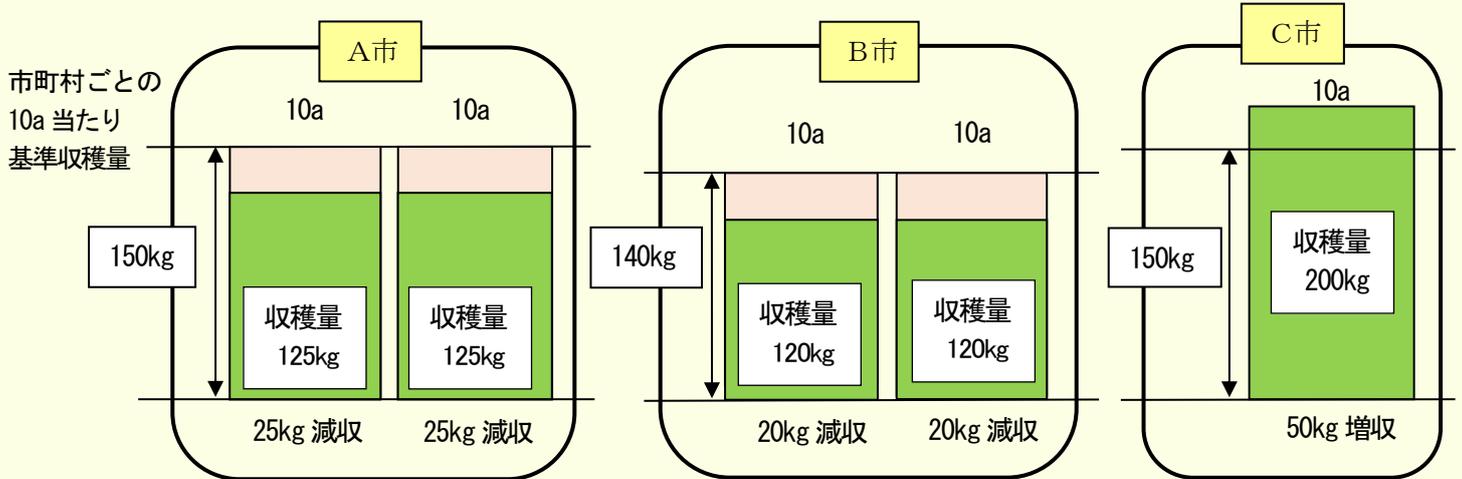
・基準単収：
 A市 150kg/10a
 B市 140kg/10a
 C市 150kg/10a

・当年産の統計単収：
 A市 125kg/10a
 B市 120kg/10a
 C市 200kg/10a

・1kg当たり補償金額：297円/kg（免税事業者の補償金額 第1位）

上記の場合、以下のように算出されます。

※ただし、畑作物の直接支払交付金の面積払（営農継続支払）を交付申請される農業者の皆さんは、面積払（営農継続支払）が当年の作付面積に応じて交付されるため、支払われる共済金は補償金額から面積払（営農継続支払）を控除したものとなります。詳細は別紙「麦、大豆、そばの共済金の算出方法」をご参照ください。



地域インデックス方式（補償割合9割を選択した場合）

農家ごと及び市町村ごとの減収量が市町村ごとの基準収量の1割を超えた場合に共済金をお支払いします。

$$\text{減収量} - \text{支払開始減収量} = \text{共済減収量}$$

$$\begin{aligned} \text{【A市】} & (150\text{kg}/10\text{a} - 125\text{kg}/10\text{a}) \times 20\text{a} - (150\text{kg}/10\text{a} \times 20\text{a}) \times 10\% = 20\text{kg} \\ & \qquad \qquad \qquad 50\text{kg} \qquad 30\text{kg} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{【B市】} & (140\text{kg}/10\text{a} - 120\text{kg}/10\text{a}) \times 20\text{a} - (140\text{kg}/10\text{a} \times 20\text{a}) \times 10\% = 12\text{kg} \\ & \qquad \qquad \qquad 40\text{kg} \qquad 28\text{kg} \end{aligned}$$

$$\text{共済減収量} \times \text{1kg 当たり補償金額} = \text{支払共済金}$$

$$(20\text{kg} + 12\text{kg}) \times 297\text{円/kg} = 9,504\text{円}$$

※C市は基準収量を上回っているため支払対象外



各支所で設定

お問い合わせは
 新潟県農業共済組合 ○○支所
 事業第1課 畑作物共済係
 ☎ xxx-xxx-xxxx